

A 1 0 週の所定労働時間が、同種の業務に従事する正社員の 4 分の 3 以上であるパートタイム労働者に対しては、原則として正社員と同様に労働安全衛生法による健康診断を実施する必要があります。

[解説]

具体的には、次のような健康診断を行う必要があります。

- ①常時雇用する労働者に対する雇入時健康診断
- ②常時雇用する労働者（③の者を除く）に対する定期健康診断（1 年以内ごと1回）
- ③深夜業などの特定業務に常時従事する労働者に対する健康診断（配置替時および 6 か月以内ごとに 1 回）

なお、有期雇用契約で雇用している場合、契約更新により 1 年以上（特定業務については 6 か月以上）雇用されることが予定されている者または雇用されている者であれば健康診断を実施する必要があります。

※臨時雇い、日雇いの場合は健康診断の実施は不要です。 [衛生法 66 ほか]